

令和6年1月26日（金）

令和6年度税制改正大綱の概要

東京税理士会 芝支部

税理士 宮森 俊樹

～ 目 次 ～

I	個人所得課税	P. 1
II	金融証券税制	P. 2
III	住宅土地税制	P. 4
IV	資産課税	P. 7
V	法人課税	P. 8
VI	消費課税	P. 18
VII	納税環境整備	P. 22

I 個人所得課税

1 所得税の定額減税

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除が次のとおり実施されます。

- ① 居住者の所得税額から、特別控除の額が控除されます。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。
- ② 特別控除の額は、次の金額の合計額とされます。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額が限度とされます。

イ 本人…3万円

ロ 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限ります。以下「同一生計配偶者等」といいます。）…1人につき3万円

- ③ 特別控除の実施方法は、次のとおりとされます。

イ 給与所得者に係る特別控除の額の控除

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」といいます。）から特別控除の額に相当する金額（その金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、その控除前源泉徴収税額に相当する金額）が控除されます。また、控除しきれない金額は、順次控除されます。

ロ 公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。また、控除しきれない金額は、順次控除されます。

ハ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除

令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。また、第1期分予定納税額から控除をしても控除しきれない金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除されます。

なお、予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとされます。

この措置に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期が令和6年7月1日から令和6年9月30日（改正前：令和6年7月31日）までの期間とされます。また、予定納税額（令和6年6月30日の現況分）の減額の承認の申請の期限が令和6年7月31日（改正前：令和6年7月15日）とされます。

2 個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除が次により実施されます。

- ① 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額が控除されます。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。
- ② 特別控除の額は、次の金額の合計額とされます。ただし、その合計額がその者の所

得割の額を超える場合には、所得割の額が限度とされます。

イ 本人… 1万円

ロ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除きます。）… 1人につき1万円

（注）控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除きます。）については、令和7年度分の所得割の額から1万円が控除されます。

③ 特別控除の実施方法は、次のとおりとされます。

イ 給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収されます。

ロ 公的年金等の受給者に係る特別徴収の場合

令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（各月分特別徴収税額）から特別控除の額に相当する金額が控除されます。また、控除しきれない金額は、順次控除されます。

ハ 普通徴収の場合

令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。また、控除しきれない金額は、順次控除されます。

④ 算定の基礎となる所得割の額

次に掲げる金額の算定の基礎とされる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とされます。

イ 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額

ロ 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額

3 適用期限の延長・廃止等

※ 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特例控除の適用期限が令和11年12月31日（改正前：平成6年12月31日）まで5年延長されます（措法41の18①）。

II 金融証券税制

1 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）

① 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件の見直し

「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理等に関する契約に従って、その株式会社によりその株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことが不要とされます。

- ② その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額の見直し
- イ 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、その限度額が2,400万円（改正前：1,200万円）に引き上げられます。
 - ロ 一定の株式会社が付与する新株予約権については、その限度額が3,600万円（改正前：1,200万円）に引き上げられます。
- (注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものとされます。
- ③ 適用対象となる特定従事者に係る要件の見直し
- イ 認定新規中小企業者等に係る要件のうち「新事業活動に係る投資及び指導を行うことを業とする者が新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が5億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が900人以下の会社であること」との要件が廃止されます。
 - ロ 社外高度人材に係る要件について、次の見直しを行う。
 - (イ) 「3年以上の実務経験があること」との要件が、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の役員については「1年以上の実務経験があること」とされます。また、国家資格を有する者、博士の学位を有する者及び高度専門職の在留資格をもって在留している者の要件は廃止されます。
 - (ロ) 社外高度人材の範囲に、教授及び准教授、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者など一定の者が追加されます。

2 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）等

金融商品取引業者等の営業所の長は、廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法により廃止通知書に記載すべき事項を提供できることとされます。

また、非課税口座を開設し又は開設していた居住者等は、廃止通知書の提出又は非課税口座開設届出書への添付に代えて、電磁的方法による廃止通知書に記載すべき事項の提供及びその事項を記載した非課税口座開設届出書の提出等ができることとされます。

3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が金融商品取引業者等に開設する非課税口座及び特定口座に係る同一銘柄の上場株式等について生じた株式の分割等により取得する上場株式等（当該非課税口座又は特定口座に受け入れることができるものを除きます。）が追加されます。

4 支払通知書等の電子交付を行う場合の承諾手続

次に掲げる書類又は書面の交付又はその書面による通知をする者が、その交付又は通知を受ける者に対し、その交付又は通知に代えてこれらの書類又は書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件であるその交付又は通知を受ける者の承諾手続に、その交付又は通知を受ける者に対し期限を定めてその承諾を求め、その交付又は通知を受ける者がその期限までにこれを拒否する旨の回答をしない場合には、その交付

又は通知をする者はその承諾を得たものとみなす方法が追加されます。

- ① オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ② 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ③ 通知外国所得税の額等が記載された書面
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑦ 控除外国所得税相当額等が記載された書面

Ⅲ 住宅土地税制

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

個人で、①年齢40歳未満であって配偶者を有する者、②年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は③年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」といいます。）が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」といいます。）をして令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の借入限度額を図表Ⅲ－1のとおりとして住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例の適用ができることとされます。

また、床面積要件が合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡以上に緩和されます。

なお、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

図表Ⅲ－1 住宅借入金等の年末残高の借入限度額

住宅の区分	借入限度額	
	子育て世帯等	左記以外
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

(注1)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅とされ、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅とされます。

(注2)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものとされます。

(注3)その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

2 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の特例

子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、居住用の家屋を令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとされます。

ただし、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用されません。

なお、その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

(注1)「一定の子育て対応改修工事」とは、次に掲げる工事であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすものとされます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限ります。）

(注2)「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額とされます。

3 支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度

提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられます。

この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。

4 適用期限の延長・廃止等

- ① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限が令和8年12月31日（改正前：令和5年12月31日）まで3年延長されます（措法34の2②三）。

なお、法人税についても同様とされます（措法65の4①三）。

- ② 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が令和7年12月31日（改正前：令和5年12月31日）まで2年延長されます（措法36の2、36の5）。

- ③ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が令和7年12月31日（改正前：令和5年12月31日）まで2年延長されます（措法41の5）。

なお、本特例の適用を受けようとする個人が買換え資産の住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付が不要とされます。この改正は、令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます。

- ④ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が令和7年12月31日（改正前：

令和5年12月31日)まで2年延長されます(措法41の5の2)。

- ⑤ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が令和7年12月31日(改正前:令和5年12月31日)まで2年延長されます(措法41の19の3)。
- ⑥ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、その適用期限が令和7年12月31日(改正前:令和5年12月31日)まで2年延長されます。
なお、適用対象者の合計所得金額要件が2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)に引き下げられます。
また、適用対象となる省エネ改修工事のうち省エネ設備の取替え又は取付け工事について、エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率の引上げに伴い、工事の対象設備となるエアコンディショナーの省エネルギー基準達成率が107%以上(改正前:114%以上)に変更されます。
- ⑦ 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、その適用期限が令和7年12月31日(改正前:令和5年12月31日)まで2年延長されます(措法41の19の4)。
なお、適用対象者の合計所得金額要件が2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)に引き下げられます。
- ⑧ 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長されます(措法73)。
- ⑨ 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長されます(措法74)。
- ⑩ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長されます(措法74の2)。
- ⑪ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長されます(措法74の3)。
- ⑫ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長されます(措法91①②)。
- ⑬ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が令和8年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで2年延長されます。
- ⑭ 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が令和8年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで2年延長されます。
- ⑮ 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長されま
す(地方法73の13)。
- ⑯ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)まで3年延長され
ます。

- ⑰ 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます。
- ⑱ 新築住宅特例が適用される住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額等の減額）について、土地取得後から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます。

IV 資産課税

1 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置が継続されます。

2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- ① 適用期限が令和8年12月31日（改正前：令和5年12月31日）まで3年延長されます（措法70の2①）。
- ② 非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、その住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（改正前：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとされます。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

- ③ 令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、その住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、その住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、その住宅用家屋をエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋とみなされます。

イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの

ロ 令和6年6月30日以前に建築されたもの

3 適用期限の延長・廃止等

- ① 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限が令和8年12月31日（改正前：令和5年12月31日）まで3年延長されます（措法70の3①）。
- ② 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計

画の提出期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます。

- ③ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日（改正前：令和5年3月31日）まで2年延長されます。

V 法人課税

1 人材確保等促進税制の抜本的見直し

① 大企業向け賃上げ税制の拡充及び延長

物価高に負けない賃上げの牽引役として期待される「資本金10億円以上、かつ、従業員1,000人以上」又は「常時使用従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（以下「継続雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が3%以上のときは、雇用者全体の給与等増加額の10%（改正前：15%）、4%以上のときは15%、5%以上のときは20%、7%以上のときは25%が特別税額控除できます。教育訓練費増加割合が10%以上であるときは、特別税額控除割合が5%加算できます。さらに、子育てとの両立支援又は女性活躍支援に積極的な企業について、特別税額控除割合が5%加算できる措置が創設されます。

また、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項が明確化されます。

図表V-1 大企業向け賃上げ税制の拡充等

区 分		改 正 前	改 正 後
通 常 要 件	適用要件	継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加	
		マルチステークホルダーに配慮した経営への取り組みを宣言	
		「資本金10億円以上、かつ、従業員1,000人以上」	「資本金10億円以上、かつ、従業員1,000人以上」又は「常時使用従業員数2,000人超」
		雇用者給与等支給額が前年度を上回ること	
件	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%	控除対象雇用者給与等支給増加額の10%
上 乗 要 件	適用要件 (賃上げ)	継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上増加	
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の25% (控除率10%上乘せ)	控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (控除率5%上乘せ)
	適用要件 (賃上げ)	/	継続雇用者給与等支給増加割合が5%以上増加
	税額控除額		控除対象雇用者給与等支給増加額の20% (控除率10%上乘せ)
	適用要件 (賃上げ)	/	継続雇用者給与等支給増加割合が7%以上増加
	税額控除額		控除対象雇用者給与等支給増加額の25% (控除率15%上乘せ)
	適用要件 (人的投資)	教育訓練増加割合が20%以上	教育訓練増加割合が10%以上、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の20% (控除率5%上乘せ)	控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (控除率5%上乘せ)
	適用要件 (両立支援) (女性活躍)	/	プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合(注)
	税額控除額		控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (控除率5%上乘せ)
控除上限額		当期の法人税額の20%	

(注) 子育てとの両立支援又は女性活躍支援

子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度(「くるみん」、「えるぼし」)を活用し、控除率の上乗せ措置が創設されます。

② 中堅企業向け賃上げ税制の創設

地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率

の要件を維持しつつ、特別税額控除率が見直され、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する観点から、継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上のときは、雇用者全体の給与等増加額の10%、4%以上のときは25%が特別税額控除できます。教育訓練費増加割合が10%以上であるときは、特別税額控除割合が5%加算できます。さらに、子育てとの両立支援又は女性活躍支援に積極的な企業について、特別税額控除割合が5%加算できる措置が創設されます。

また、中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素とされる観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲が中堅企業枠の創設に伴い拡大されます。

図表V-2 中堅企業向け賃上げ税制の拡充等

区 分		改 正 前	改 正 後
通常要件	適用要件	継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加 マルチステークホルダーに配慮した経営への取り組みを宣言 「資本金10億円以上、かつ、従業員1,000人以上」	
		雇用者給与等支給額が前年度を上回ること	
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%	控除対象雇用者給与等支給増加額の10%
乗要件	適用要件 (賃上げ)	継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上増加	
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の25% (控除率10%上乘せ)	控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (控除率5%上乘せ)
	適用要件 (人的投資)	教育訓練増加割合が20%以上	教育訓練増加割合が10%以上、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の20% (控除率5%上乘せ)	控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (控除率5%上乘せ)
	適用要件 (両立支援) (女性活躍)		プラチナくるみん認定・プラチナえるぼし認定を受けているとき又はえるぼし認定(3段階目)を受けたとき(注)
税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (控除率5%上乘せ)		
控除上限額		当期の法人税額の20%	

(注) 子育てとの両立支援又は女性活躍支援

子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度(「くるみん」、「えるぼし」)を活用し、控除率の上乗せ措置が創設されます。

③ 子育てとの両立支援又は女性活躍支援要件の創設

子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、特別税額控除率の上乗せ措置が創設されます。これにより、大企業向けの措置及び中堅企業向けの賃上げ促進税制の最大控除率は、35%（改正前：30%）に引き上がります。また、中小企業向けの所得拡大促進税制の最大控除率は、45%（改正前：40%）に引き上がります。その結果、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の位置付けは、賃金だけでない「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となります。

なお、「くるみん」とは、仕事と子育ての両立サポートや多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する認定とされています。また、「えるぼし」とは、女性の活躍推進に関する状況や取り組み等が優良な企業に対する認定とされています。

図表 V-3 くるみん認定基準及びえるぼし認定基準

	認定基準（一部抜粋）	
	男性育休取得率	女性育休取得率
トライくるみん	7%	75%
くるみん	10%	75%
プラチナくるみん	30%	75%
	基本の5つの基準	認定基準（一部抜粋）
えるぼし（1段階目）	1 採用(注1)	5基準のうち1つ又は2つを充足
えるぼし（2段階目）	2 継続就職(注2)	
えるぼし（3段階目）	3 労働時間等の働き方(注3)	
プラチナえるぼし	4 管理職比率(注4)	
	5 多様なキャリアコース(注5)	

(注1) 女性の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上

(注2) 女性の平均勤続年数が男性の7割以上等

(注3) 平均残業45h/月未満等

(注4) 女性の管理職比率が産業平均以上

(注5) 正社員への転換、子育て世代女性の正社員採用

(注6) 通常のえるぼし基準よりも厳しい基準（次に掲げるイ・ロ）、かつ、行動計画の目標の達成が義務

イ 女性の平均勤続年数が男性の8割以上等

ロ 女性の管理職比率が産業平均の1.5倍以上

④ 適用関係

上記①から③の改正は、法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります。

また、個人については令和7年分以後の所得税について適用され、令和6年分以前の所得税については、なお従前の例によります。

⑤ 付加価値割における人材確保等促進税制の対応

大法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上（改正前：新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上）である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給額（改正前：控除対象新規雇用者給与等支給額）を付加価値割の課税標準から控除できることとされます。

この改正は、法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税の付加価値割について適用され、同日前に開始した事業年度の法人事業税の付加価値割については、なお従前の例によります。

〔算式〕

外形標準課税の付加価値額

人材確保等促進税制

$$\text{付加価値割} = (\text{単年度損益} + \text{純支払賃借料} + \text{純支払利子} + \text{報酬給与額} - \text{控除対象雇用者給与等支給額(注)}) \times \text{税率} \times 1.2\%$$

(注) 雇用安定控除（報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、付加価値額から雇用安定控除額を控除）あり。

2 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

① 中小企業における所得拡大促進税制の拡充及び延長

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されます。

イ 人的投資上乘せ要件

教育訓練費増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときには、特別税額控除割合に10%が加算されます。

ロ 子育てとの両立支援又は女性活躍支援要件

当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度であるときには、特別税額控除割合に5%が加算されます。

ハ 繰越税額控除制度

繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとされます。

ニ 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととされます。

図表 V-4 中小企業における所得拡大促進税制の拡充のまとめ

区 分		改 正 前	改 正 後
通常要件	適用要件	雇用者給与等支給増加割合が1.5%以上	
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%	
上	適用要件 (賃上げ)	雇用者給与等支給額が前年度より2.5%以上増加	
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の30% (控除率15%上乘せ)	
乗	適用要件 (人的投資)	教育訓練費増加割合が10%以上	教育訓練費増加割合5%以上、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上
	税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額の25% (控除率10%上乘せ)	
要件	適用要件 (両立支援) (女性活躍)	/	プラチナくるみん認定・プラチナえるぼし認定を受けているとき又はくるみん認定・えるぼし認定(2段階目以上)を受けたとき(注)
	税額控除額		控除対象雇用者給与等支給増加額の20% (控除率5%上乘せ)
控除上限額		当期の法人税額の20%	
繰越税額控除		/	雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合には、5年間の繰越し可

(注) 子育てとの両立支援又は女性活躍支援

子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度(「くるみん」、「えるぼし」)を活用し、控除率の上乗せ措置が創設されます。

② 適用関係

上記①の改正は、法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります。

また、個人については令和7年分以後の所得税について適用され、令和6年分以前の所得税については、なお従前の例によります。

③ 付加価値割における所得拡大促進税制の対応

中小企業者等が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たす

ときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できるととされます。

また、この見直し及び延長に伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされます。

〔算式〕

$$\text{付加価値割} = \frac{\text{外形標準課税の付加価値額} \quad \text{所得拡大促進税制}}{\text{（単年度損益} + \text{純支払賃借料} + \text{純支払利子} + \text{報酬給与額} - \text{控除対象雇用者給与等支給額（注））} \times 1.2\% \quad \text{税率}}$$

(注) 雇用安定控除（報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、付加価値額から雇用安定控除額を控除）あり。

④ 適用関係

上記③の改正は、法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税の付加価値割について適用され、同日前に開始した事業年度の法人事業税の付加価値割については、なお従前の例によります。

3 法人税額から控除される特別控除額の特例の見直し

① 特定税額控除規定の不適用要件の見直し

法人税額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定が不適用とされる措置について、継続雇用者給与等支給額に係る要件（賃上げ要件）が、事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上であること又は従業員の数が2,000人超であること及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が1%以上増加していないこととされます（措法42の13⑤一）。

また、国内設備投資額に係る要件（設備投資要件）が、事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上であること又は従業員の数が2,000人超であること及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（改正前：30%）を超えることとされます（措法42の13⑤二）。

なお、所得税についても同様とされます（措法10の6⑤一・二）。

図表 V - 5 特定税額控除規定の不適用要件の見直し

区 分		改 正 前	改 正 後
所得金額要件		所得金額が前年度の所得金額を上回ること。	
賃 上 げ 要 件	資本金10億円以上かつ 従業員1,000人以上で、 前年度黒字である場合	継続雇用者給与等支給増加割合が1%以上増加していないこと。	
	従業員2,000人超、前年 度黒字である場合	継続雇用者給与等支給増加 割合が1%以上増加してい ないこと。	
	上記以外	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額 以下であること。	
設 備 投 資 要 件	資本金10億円以上かつ 従業員1,000人以上で、 前年度黒字である場合	国内設備投資額が減価償却 費の総額の30%以下に留ま ること。	国内設備投資額が減価償却 費の総額の40%以下に留ま ること。
	従業員2,000人超、前年 度黒字である場合		
	上記以外	国内設備投資額が減価償却費の総額の30%以下に留まる こと。	

② 賃上げ要件の範囲の見直し

継続雇用者給与等支給額に係る要件（賃上げ要件）を判定する場合に給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととされます。

③ 適用期限の延長

法人税額から控除される特別控除額の特例の適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで3年延長されます（措法42の13⑤）。

なお、所得税については、適用期限が令和9年（改正前：令和6年）まで3年延長されます（措法10の6⑤）。

④ 適用関係

上記①の改正は、法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります。

また、個人については令和7年分以後の所得税について適用され、令和6年分以前の所得税については、なお従前の例によります。

4 外形標準課税の見直し

① 減資への対応

前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。

なお、現時点で外形標準課税の対象外とされている中小企業・スタートアップ企業

(資本金1億円以下)については、引き続き外形標準課税の対象外とされます。

この改正は、令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます。

② 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、原則として外形標準課税の対象とされます。

また、産業競争力強化法の認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100%子法人等については、5年間外形標準課税の対象外とされます。

なお、「100%子法人等」とは、特定法人との間にその特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人とされます。

この改正は、令和8年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます。

③ 特別償却制度との対応

上記①及び②の外形標準課税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に適用されることとなります。また、特別税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されることとなります。

5 戦略分野国内生産促進税制の創設

戦略分野のうち特に生産段階でのコストが高い事業の国内投資を拡大し、賃金を引き上げ、地域を含めて需要を喚起し、持続的な経済成長に繋げていくとの観点から、過去に例のない新たな投資促進策として戦略分野国内生産促進税制が創設されます。

電気自動車、グリーンステール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料(SAF)、半導体(マイコン・アナログ)等の対象物資ごとに生産・販売量に応じた税額控除措置とされ、法人税額の最大40%が控除可能とされます。また、産業競争力強化法に基づく事業計画の認定から10年間の措置期間とされ、控除しきれなかった金額は最大4年間の繰越期間とされます。

図表V-6 対象物資ごとの単位当たり控除額

対象物資		控除額	対象物資		控除額
電気自動車等	EV-FCV	40万円/台	半 導 体	マイコン 28~45nm相当	16,000円/枚
	軽EV-PHEV	20万円/台		45~65nm相当	13,000円/枚
グリーンステール	2万円/トン	65~90nm相当		11,000円/枚	
グリーンケミカル	5万円/トン	90nm以上		7,000円/枚	
持続可能な航空燃料(SAF)	30円/リットル		ア ナ ロ グ (パ ワ ー を 含 み ま す)	パワー(Si)	6,000円/枚
		パワー(SiC, GaN)		29,000円/枚	
		イメージセンサー		16,000円/枚	
			その他	4,000円/枚	

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、税額控除額が段階的(生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減)に引き下げられます。

(注) 半導体は1枚(直径200mmウエハ換算)とされます。

6 イノベーションボックス税制の創設

利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産権の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得を対象に30%の所得控除ができます。

これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇（法人実効税率ベースで見ると現在の29.74%から約20%相当まで引き下がる税制優遇）が行われることとされます。

7 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税

内国法人が有する暗号資産（一定の自己発行の暗号資産を除きます。）のうち、活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価され、キャッシュフローを伴わない未実現の損益が課税対象とされています。

Web 3 推進に向けた環境整備を図る観点から、発行者以外の第三者の継続的な保有等に係る暗号資産のうち、譲渡制限等の一定の要件を満たすものが期末時価評価課税の対象外とされます。

8 交際費等の損金不算入制度の見直し

損金不算入とされる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）に引き上げられます（措法61の4⑥二、措令37の5①、措規21の18の4）。

この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

また、交際費等の損金不算入制度について、上記の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで3年延長されます（措法61の4①）。接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで3年延長されます（措法61の4①②）。

9 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人（改正前：500人）を超えるものが除外されます（措法67の5①、措令39の28①）。

この改正は、法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります。

また、上記見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます（措法67の5①）。

なお、所得税についても同様とされます（措法28の2①）。

10 適用期限の延長・廃止等

① 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます。

② 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、

その適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます。また、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年延長されます。

VI 消費課税

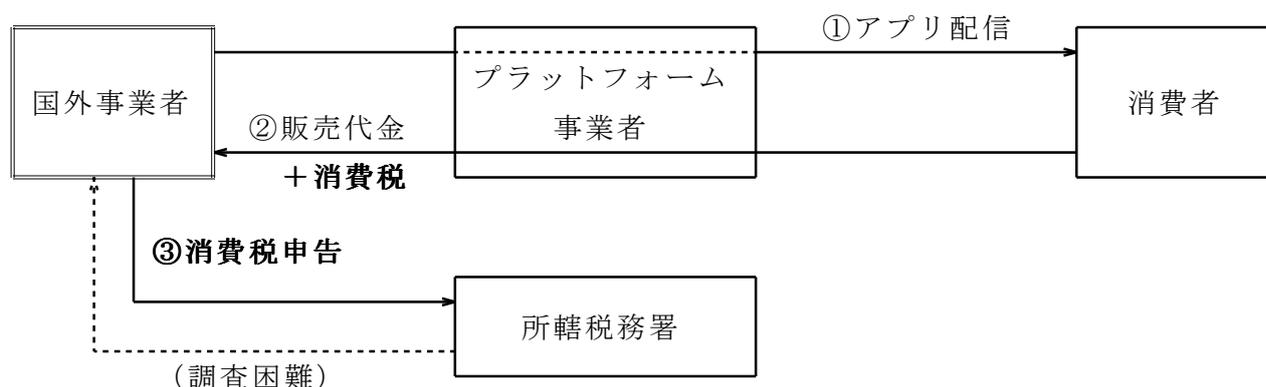
1 国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税方式の見直し

国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保する観点から、デジタルプラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供されたものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、国外事業者に代わり納税義務が課されます。

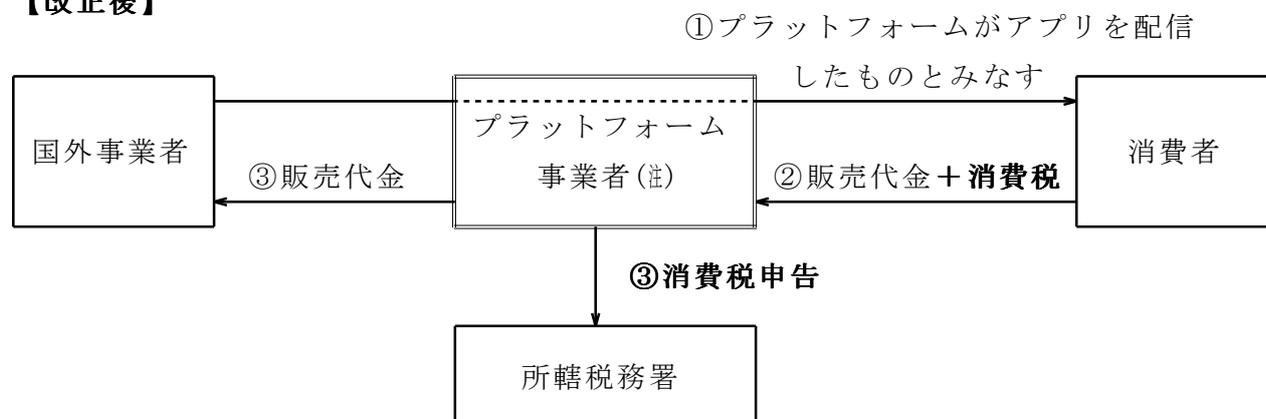
この改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

図表VI-1 プラットフォーム課税の導入

【改正前】



【改正後】



(注) 対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のプラットフォーム事業者に限定します。

2 国外事業者に係る租税回避の防止策の強化

① 事業者免税点制度の特例の見直し

国外事業者により、本来の趣旨に沿わない形で事業者免税点を適用して、売り手が消費税の納税をせず買い手が仕入税額控除を行う、「いわゆる納税なき控除」が問題となっています。

そこで、次に掲げる国外事業者により行われている事業者免税点制度を利用した租税回避の防止策が強化されます。

イ 「特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例（消法9の2）」について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

ロ 「資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例（消法12の2）」の規定について、外国法人が基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行うこととされます。

ハ 「資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例（消法12の3）」の規定について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人が追加されます。

また、外国法人が基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行うこととされます。

この改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

② 簡易課税制度の見直し

恒久的施設を有しない国外事業者については、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、業種毎のみなし仕入れ率による控除が適切ではないと考えられます。

そこで、その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととされます。

この改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

③ 2割特例制度の見直し

恒久的施設を有しない国外事業者については、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、2割特例制度の適用が適切ではないと考えられます。

そこで、その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例制度）の適用を認めないこととされます。

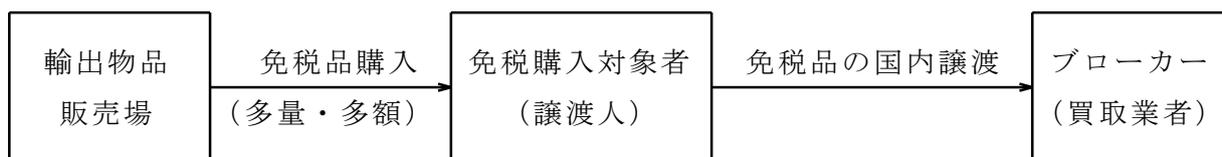
この改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除の適用の見直し

免税購入した者と買取業者が通謀して免税購入品が国内で横流しされている不正に対応するため、輸出物品販売場において免税購入された物品について、買取業者が外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされます。

この改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。

図表VI-2 外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除の適用の見直し



- ・ 「買い子」として外国人旅行者等をチャットアプリで募集
- ・ 複数人のグループで来店し同種の商品を大量購入するケース

【改正前】 仕入れた免税購入品について仕入税額控除可

【改正後】 仕入れた免税購入品について免税購入品だと知っている場合には仕入税額控除不可

4 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の見直し

金又は白金の地金等を利用した高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例制度の調整的な利用が見受けられるため、一課税期間中に金又は白金の地金等を200万円以上仕入れた場合には、本特例制度が適用できなくなります。

この改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用されます。

5 更正の請求による消費税還付に係る受還付犯の適用の見直し

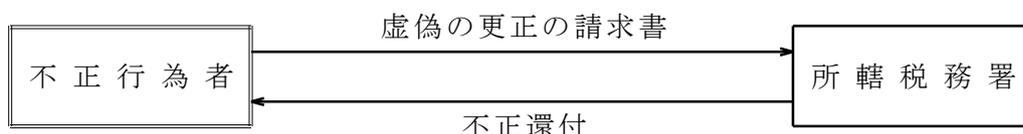
偽りその他不正の行為に基づき申告書を提出して消費税の還付を受けた者（未遂の場合を含みます。）については、消費税法において受還付犯として10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科されます。

これに対して、偽りその他不正の行為に基づき更正の請求書を提出して消費税の還付を受けた者については、申告書の提出による不正還付と実質的な相違はありませんが、消費税法において罰則を科すこととされておらず問題とされていました。

この問題に対応するため、消費税の不正受還付犯（未遂犯を含みます。）の対象に、偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付が追加されます。

この改正は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用されます。

図表VI-3 受還付犯の適用の見直し



【改正前】 消費税法における罰則なし

【改正後】 消費税法における罰則あり（受還付犯と同様）

6 インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けた対応等

① 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

免税購入した者と買取業者が通謀して免税購入品が国内で横流しされている不正に対応するため、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置（免税事業者等から行った課税仕入れに係る消費税相当額が、令和5年10月1日以後3年間は80%、その後3年

間は50%の割合を乗じて算出した額の仕入税額控除可) について、一の免税事業者からの仕入れ額が1年間で10億円を超える場合には、その超える部分については、適用できないこととされます。

この改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

② 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し

インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けて、事業者においては新たな事務負担が生じていることにも配慮し、帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満の少額のものに限ります。)については、帳簿への住所又は所在地の記載が不要とされます。

この改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとされます。

[帳簿の摘要欄への記載例]

イ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機

【改正前】 ○○市自動販売機

【改正後】 自動販売機

ロ 自動サービス機からの商品の購入等

【改正前】 ××銀行○○支店ATM

【改正後】 ATM

③ 経理処理方法の明確化

税抜経理方式を採用する簡易課税適用者又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(いわゆる2割特例制度)の適用を受ける者のインボイス発行事業者以外からの仕入れについては、原則として仮払消費税等の仕訳は発生しません。

簡易課税適用者等がインボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことを踏まえて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等の仕訳を計上することが認められます。

この改正は、令和5年10月1日以後に行われる消費税に係る経理処理方法から適用されます。

[仕訳例] 免税事業者から220万円の車両を仕入れた場合

【改正前】 (借) 車両運搬具 2,200,000 (貸) 現金預金 2,200,000

【改正後】 (借) 車両運搬具 2,000,000 (貸) 現金預金 2,200,000
仮払消費税等 200,000(注)

(注) 継続適用を要件として、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等の仕訳を計上することが認められます(仕入れ先がインボイス発行事業者か否かを把握する必要なし)。

VII 納税環境整備

1 GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等又は国税の納付を行う場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」を入力して、「電子署名・電子証明書」を送付しなければなりません。

そこで、GビズID（法人共通認証基盤）との連携によるe-Tax利用者の電子申告等の手続の簡素化を図るため、法人が、GビズIDを用いてe-Taxにログインする場合には、e-Taxの「ID・パスワード」の入力及び申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信が不要とされます。

2 処分通知等の電子交付の拡充

経済社会のデジタル化に伴い、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でもデジタル化が急速に進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるように税務手続のデジタル化を推進していく必要があります。

そこで、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等について、次の見直しが行われます。

- ① 法令上、全ての処分通知等について、e-Taxにより行うことができることとされます。
- ② e-Taxにより処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式が廃止され、あらかじめメールアドレスを登録して、その同意を行う方式とされます。

この改正は、令和8年9月24日から施行されます。

3 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の拡充

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合が追加されます。

この改正は、令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

4 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の拡充

偽りその他不正の行為により国税を免れ又は国税の還付を受けた株式会社等がその国税（その附帯税を含みます。）を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、その偽りその他不正の行為により免れ若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社等の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除きます。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととされます。

この改正は、令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用されます。

5 税務代理権限証書等の様式の整備

税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面の様式について、国税庁長官が必要がある場合に、所要の事項を付記

すること又は一部の事項を削ることができることとするほか、「所属税理士会等」の欄の記載事項の簡素化が行われます。

この改正は、令和8年9月1日以後に提出する税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面について適用されます。

6 個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上

- ① 税理士の登録事項について、個人番号が追加され、その登録事項のうち「本籍」が「本籍地都道府県名」とされます。
- ② 税理士の登録申請書について、戸籍抄本及び住民票の写しの添付を要しないこととされます。
- ③ 電子情報処理組織を使用する方法により日本税理士会連合会又は税理士会に対して申請等を行う者は、その申請等に関して添付すべきこととされている書面等でその書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面等による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとされます。
- ④ 次に掲げる申請書等の様式について、個人番号をその様式に記載するために必要な整備が行われます。
 - イ 税理士試験受験資格認定申請書
 - ロ 税理士試験受験願書
 - ハ 研究認定申請書
 - ニ 税理士試験免除申請書
 - ホ 研究認定申請書兼税理士試験免除申請書
- ⑤ 税理士試験に係る受験手数料又は認定手数料について、電子情報処理組織を使用する方法による申請等により国税審議会会長から得た納付情報及び識別符号を入力して、これらを送信することにより納付することができることとされます。

⑥ 適用関係

上記の改正はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとされ、上記②の改正は同日以後に提出する登録申請書について、上記④イ、ニ及びホの改正は同日以後に提出する税理士試験受験資格認定申請書、税理士試験免除申請書又は研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について、上記④ロ及びハの改正は同日以後に行う試験実施の日時等の公告に係る税理士試験について、それぞれ適用されます。

また、上記の改正の施行の日から令和7年3月31日までの間に提出される税理士の登録申請書について、日本税理士会連合会が税理士登録のため必要があると認める場合には、従前どおり戸籍抄本及び住民票の写しを添付しなければならないこととする経過措置が設けられます。

《引用文献》

- ・ 『令和6年度税制改正大綱』（令和5年12月14日閣議決定：自由民主党・公明党）
- ・ 税制調査会資料
- ・ 経済産業省資料『令和6年度経済産業関係税制改正について』（令和5年12月）
- ・ 中小企業庁資料『令和6年度改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）』（令和5年12月）
- ・ 金融庁資料『令和6年度税制改正について』（令和5年12月）
- ・ 内閣府資料『令和6年度税制改正要望結果』（令和5年12月）
- ・ 国土交通省資料『令和6年度国土交通省税制改正要望概要』（令和5年12月）

《参考文献》

- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール 法人税法』（第一法規）
- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール 所得税法』（第一法規）
- ・ 宮森俊樹著『Q&A知っておきたい中小企業経営者と税制改正の実務－平成24年度版～平成27年度版－』（大蔵財務協会）
- ・ 宮森俊樹著『Q&Aでわかる税制改正の実務－平成28年度版～令和4年度版』（中央経済社）
- ・ 宮森俊樹著『Q&A税制改正の実務－令和5年度版』（新日本法規）